

令和3年5月11日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

5月12日以降の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年4月16日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言に準じた対策をとる「まん延防止等重点措置」が本県の政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に適用されましたが、「まん延防止等重点措置」が5月31日（月）まで延長され、また対象地域も拡大されたことに伴い、今後の教育活動について県教育委員会の通知により、次の通り対応していくことにいたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔5月12日（水）～5月31日（月）までの本校の教育活動について〕

- 登校について…自宅で検温をしてclassroomでアンケートに回答。登校時に健康観察を受けてから各教室に入室。
- 授業について…引き続き、【①②45分・③④⑤⑥35分】短縮授業を実施。
- 部活動について…引き続き、感染防止対策を講じながら実施。また、完全下校時刻は21時とする。
- 遠足について…5月28日（金）江の島・鎌倉方面を予定していた遠足は、延期もしくは中止とする。→28日（金）は、通常登校・短縮授業とする。
- 教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
 - ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

※ 「まん延防止等重点措置」の延長実施期間（5月12日～5月31日）が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)